

## 人材紹介に関する基本契約書

委託者・ (以下「甲」という) と、  
受託者・ 合同会社コクアメディカル (以下「乙」という) とは、甲からの依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

### 第1条 (目的)

甲は乙に対し、甲の常勤・非常勤医師及び常勤・非常勤コメディカルスタッフの採用の為、人材の紹介を委託し、乙はこれを受託するものとする。

### 第2条 (紹介の内容)

甲が委託した職種・職位・資格・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は該当する候補人材を求め、該当者 (以下「丙」という) に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。

### 第3条 (選考採用)

甲は、乙が前条により紹介した人材丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

### 第4条 (紹介料の支払及び時期)

- ① 甲は、乙が紹介した丙が採用に至った場合、丙の勤務実績に応じて人材紹介の対価として、紹介手数料及び消費税等を支払う。
- ② 甲は、乙に対して以下の紹介手数料を支払う。  
手数料率：20% (丙の年収に基づく)
- ③ 乙は紹介手数料及び消費税等を入職月末日で締め、翌月10日迄に請求書を発行し、甲は翌月の末日迄に乙の指定する下記銀行口座に振り込むものとする。

#### 記

乙の指定銀行口座：千葉銀行 館山支店 (店番号224)  
口座番号：普通 3701799  
口座名義人：(ド) コクアメディカル

以上

### 第5条 (返金規定)

甲は乙に対し、丙が一定期間内に自己都合で退職した場合、紹介手数料の返金を請求することができる。但し、甲の労務管理上、不当な事由による退職ではないことを示す退職証明書を乙への発行を以て、乙が正当と判断した場合とする。

- ・入社後1ヶ月以内であれば80%相当額
- ・1ヶ月～3ヶ月以内であれば50%相当額

## 第6条（情報の守秘義務）

甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

## 第7条（個人情報の保護）

- ① 甲及び乙は、本業務の遂行の過程で知り得た、または相手方より提供を受けた個人情報（氏名、住所、連絡先等、特定の個人を識別することの可能な情報であり、その形態は問わない。以下「本個人情報」という）の秘密保持を厳守し、本契約の目的のみに使用するものとし、また相手方の書面による事前同意を得ることなく第三者に開示、提供または漏洩してはならない。
- ② 甲及び乙は、本業務の遂行にあたって、本条の主旨を理解し実践する能力のある管理者を定め、本個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を特定し、当該範囲以外の従業員等が本個人情報にアクセスできないよう管理を行う。
- ③ 甲は、乙が提供した情報を利用し医療従事者と直接接触・交渉し、雇用契約（非常勤、常勤等形態を問わない）を締結する行為を行ってはならない。
- ④ 甲及び乙は、万が一、本個人情報を漏洩し、またはその恐れを生じた場合、直ちに漏洩の拡大を防止する等、適切な措置を講じるとともに、速やかに相手方にその旨を通知し、その取扱いについて甲乙互いに協議する。
- ⑤ 甲及び乙は、本契約終了後、本個人情報の記録物、複製物及び本個人情報に関するすべての文書、データを甲乙互いに返還し、または双方の指示に従い消去もしくは廃棄する。（ただし、一部双方が業務上において、保存が必要とされる文書、データについては、法令の定める保存期間を遵守し、互いの責任のもと管理するものとする）
- ⑥ 甲及び乙は、それぞれ本個人情報を取扱う業務従事者との間で、個人情報保護に関する取り決めを行うとともに、社内教育を継続的に行う。

## 第8条（反社会的勢力との関わりを防止する義務）

甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨を理解し、この法令を遵守し、反社会的勢力との関わりを絶ち、防止する義務を負う。甲及び乙は、相手方がかかる表明に違反した場合、何らかの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

## 第9条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの予告なく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約に定める義務の履行を怠り、契約の相手方から相当の期間を定めた履行の催告がなされたにもかかわらず当該相当期間内にこれを是正しない時。
- ② 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- ③ 財産上の信用に関わる差押、仮差押、仮処分を受け、または競売、強制執行処分を受けたとき。

- ④ 破産、民事再生、会社更生、清算等の申立があったとき。
- ⑤ 営業を停止、または廃止したとき。
- ⑥ 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められるとき。

第10条（契約に定めのない事項等の取扱い）

甲及び乙は、この契約に定めのない事項及び条項に関し解釈上の疑義が生じた場合はその都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第11条（有効期間及び契約の更新）

この契約書の有効期間は、        年    月    日から        年    月    日迄とする。

（尚、有効期間満了3か月前迄に甲、乙異議のないときは、さらに同一条件で同一期間、自動的に更新するものとし、以降も同様とする。）

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々その1通を保有するものとする。

年    月    日

甲：

乙：千葉県南房総市杳見765-1

合同会社 コクアメディカル

代表社員 松森 健悦